

# 裁判手続等のIT化に関して 弁護士から見た課題

平成29年12月1日

弁護士 平岡 敦

# 目次

## 弁護士へのe裁判に対する期待 概念整理（e裁判の3要素）

### 課題1 e-Filingに関する課題

- 1-1 紙の問題点
- 1-2 単純ミスによる遅延
- 1-3 添付資料の準備
- 1-4 送達の問題点
- 1-5 第1回口頭弁論期日の形骸化
- 1-6 争点整理の問題点

### 課題2 e-Courtに関する課題

- 2-1 対面期日の問題点

### 課題3 e-Case Managementに関する課題

- 3-1 事件情報の共有
- 3-2 手続間での情報参照
- 3-3 判決予測可能性の担保

### 課題4 デジタルデバイドに対する配慮

### 課題5 セキュリティに対する配慮

### 課題6 IT化を適用する領域

# 弁護士へのe裁判に対する期待

弁護士数：3万7680名

弁護士関与の訴訟数：6万6036件  
※民事通常事件のみ

(2016年の弁護士白書・司法統計より)

# 概念整理 (e裁判の3要素)

## e-Filing

事件記録（書面・証拠）をデジタル形式で作成しネットワーク経由で裁判所のDBに登録することで提出とみなすシステム

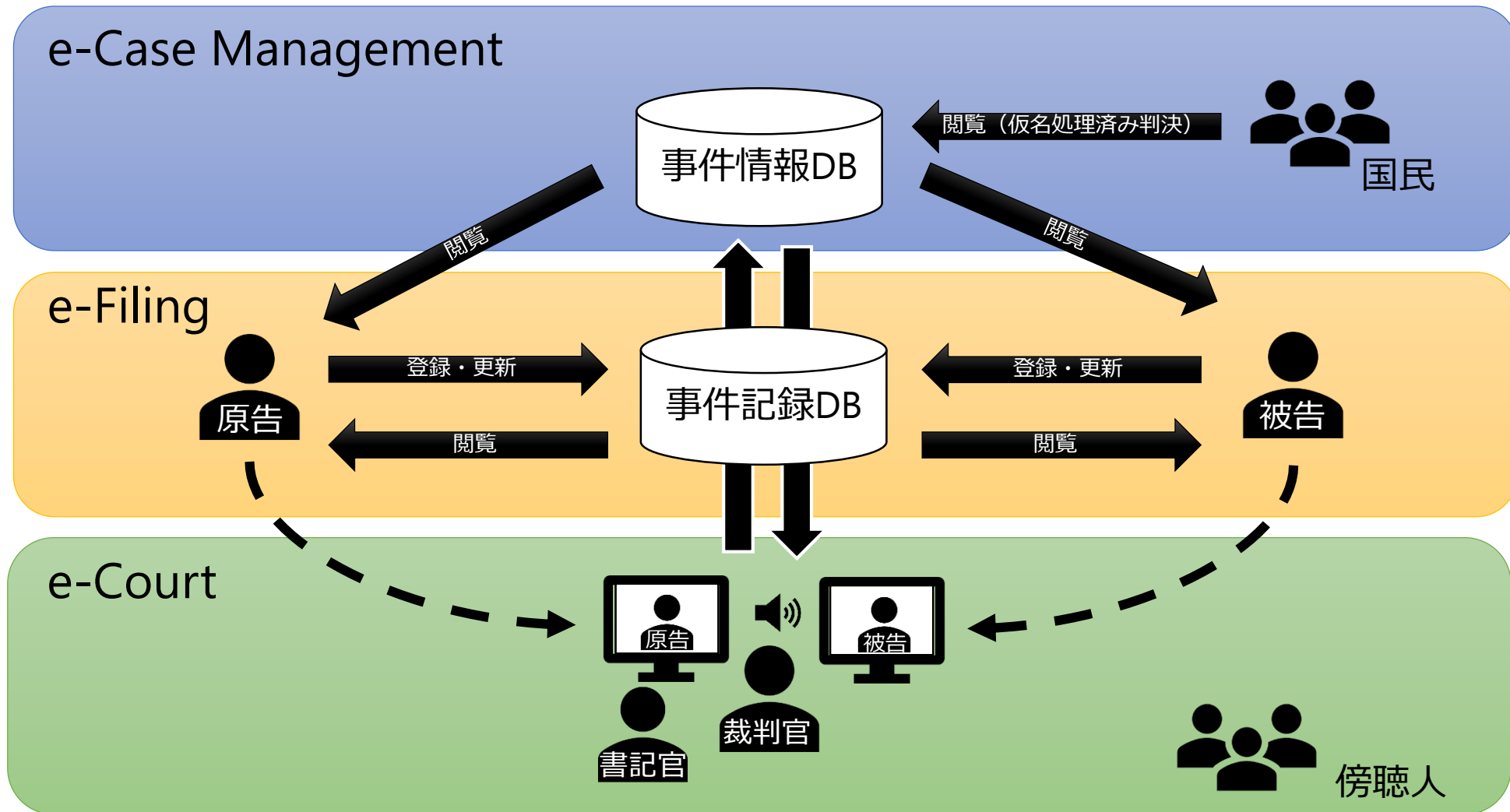
## e-Court

ネットワークを経由して、映像・音声を送受信して当事者双方が期日に参加するシステム

## e-Case Management

事件・当事者・期日・事件記録・判決等に関する情報をDBで管理し、裁判所・当事者・代理人が登録・更新・閲覧するシステム

# 概念整理（e裁判の3要素）



# 課題1 e-Filingに関する課題

# 課題 1-1 紙の問題点

## 1 大量の印刷

- 年間約11万枚の印刷・コピー ※弁護士3名 2015年10月～2016年9月
- 月2回程度は半日程度，事務職員が事件記録の作成に専従

## 2 送付

- 物理的に運搬 → 弁護士・事務職員の時間・費用
- 郵送 → 時間・費用

## 3 保管コスト

- 月間約2～3万円の倉庫代 ※弁護士2名 2010年頃

# 課題 1-1 紙の問題点（裁判所でも）

## 4 大量の事件記録の保管

- 保管場所と保管コスト
- 紛失等に備えたバックアップ ←コピー作業が必要で非現実的
- 廃棄すべき事件記録の選別 ←人的コスト

## 5 ファイリングと運搬の手間

## 6 事件記録が唯一つであることによる不便さ

- 事件記録が移動（即時抗告等） → その間は利用できない
- 複数の裁判官で同時に参照 ← 困難又は手間がかかる
- 支部にある事件記録 ← 支部に行かないと見られない

## 7 デジタル記録を原本を扱うための法整備



# 課題 1-2 単純ミスによる遅延

## 1 記載漏れ

- e.g. 法人名だけ書いて、代表者名を書いていない

## 2 記載ミス

- e.g. 訴額（判断不要部分のみ）の算定ミス

裁判所の受付の停滞の原因

訴訟係属遅延の原因

## 課題 1-3 添付資料の準備

資格証明、戸籍、登記等の取り寄せ

- 1 取り寄せまでにかかる時間
- 2 取り寄せの費用
- 3 紙にすることによる情報の最新性の劣化

c.f. 2017/11/13から自治体間の情報連携開始。

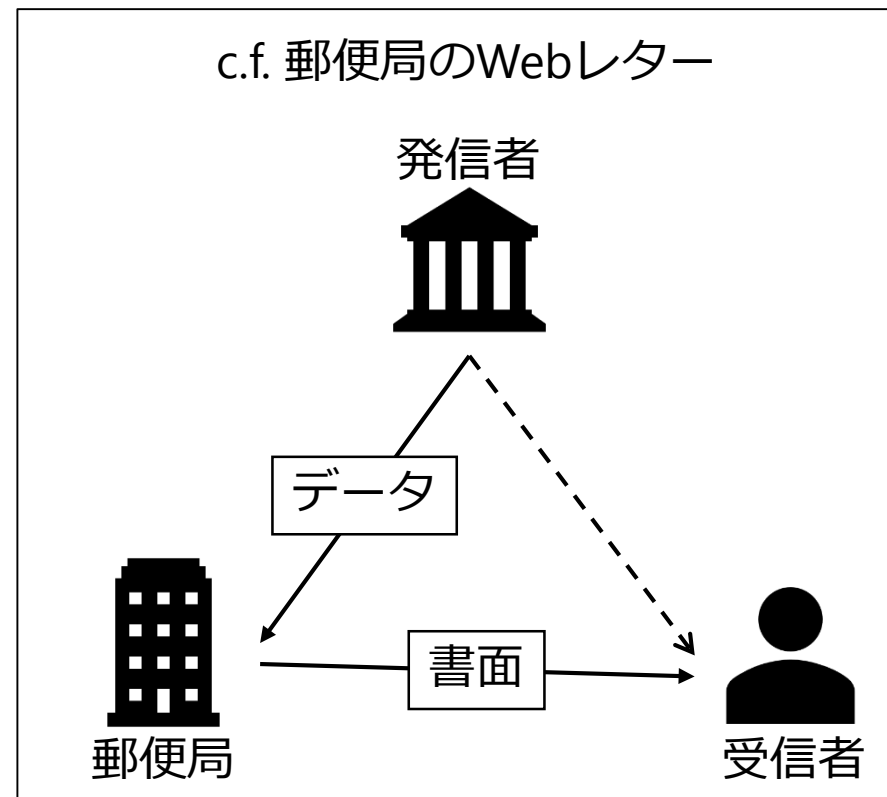
例えば、介護保険料の減免申請において、住民票や課税証明書の添付は不要に。

# 課題 1-4 送達の問題点

## 郵便で送達

- 1 時間が掛かる
- 2 不着のリスク
- 3 郵送コスト

c.f. 韓国の事前包括同意制度



## 課題 1-5 第1回口頭弁論期日の形式化

### 1 第1回口頭弁論は被告欠席のことが多い

- 原告は単に法廷に行くだけ → 時間・コストの無駄？

紙での送達が前提となっているので期日調整ができない

# 課題 1-6 争点整理の問題点

1 主張が複雑 + 証拠が多数 → 争点整理が困難

2 必要な主張・証拠の提示漏れ → 争点整理が進まない

デジタル形式の検索性・再利用可能性

情報の個別化と識別可能性付与

単に紙をデジタル化するだけでなく、デジタル化により得られる2つの特性をe-Filingで上手く活かさないか？

今まで通りの書面上の情報を小分けにして識別符号を付与

e.g. 特許庁の電子申請

or

入力時点で、情報を区分けして入力させる

e.g. シンガポールのeLitigation

## 課題2 e-Courtに関する課題

## 課題 2-1 対面期日の問題点

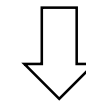
### 1 遠方裁判所への移動コスト

- ・ 時間 : 東京から大阪地裁まで 往復約7時間
- ・ 費用 : 同 往復約3万円

### 2 地元裁判所で10分で終わる期日でも

- ・ 延長の可能性 (30分) や往復時間 (50分)

1時間半程度はかかる



差し支えの発生

### 3 傍聴をどのように実現するのか

### 4 どのように訴訟指揮権を行使するのか

### 5 既存の裁判所TV会議システムがなぜ利用されないのか

### 6 当事者本人のe-Court参加

## 課題3 e-Case Managementに関連する課題



## 課題 3-1 事件情報の共有

### 1 事件記録が大量

- 依頼者が紛失したりして管理困難 → 依頼者の事件に対する理解不足

### 2 事件のリアルな進行状況を依頼者に伝えることが困難

### 3 次回期日や課題が依頼者に共有されにくい

- 依頼者との共同作業の障害に

## 課題 3-2 手続間での情報参照

- 1 執行や上訴等の手続移行時に紙を媒介して情報を伝達
  - 当事者 : 正本や謄本を取得する時間・費用
  - 裁判所 : 紙の唯一性に伴う時間・手間

## 課題 3-3 予測可能性の担保

### 1 公開されている判決が少ない

- 依頼者に判決をベースにした事件予測を説明できない
- 企業は判決の予測可能性を前提とした投資ができない

c.f. 昨今の自然言語処理技術・AIの進展に伴う仮名処理の自動化

## 課題4 デジタルデバイドに対する配慮

## シングルトラック

デジタル化強制=同意不要



裁判を受ける権利の侵害



当事者負担でデジタル化

e.g.シンガポールのサービスビューロー  
→日本では司法協会？



訴訟救助等による費用補助

## ダブルトラック

紙選択可能=同意必要



e裁判の普及が遅れる  
=コスト↑・効率化↓



裁判所負担でデジタル化

e.g.韓国の片面的電子訴訟  
(片方はデジタル化, 片方は紙)

## 1 国民の情報通信分野の普及率

- インターネット83.5%, パソコン 73%, スマートフォン71.8%  
総務省「平成29年度情報通信白書」より

## 2 法律事務所の情報通信分野の普及率（14年前の調査）

- インターネット90%, パソコン98.8%  
日弁連弁護士業務改革委員会「法律事務所IT化状況」（平成15年）

## 課題5 セキュリティに対する配慮

# 課題5 セキュリティに対する配慮

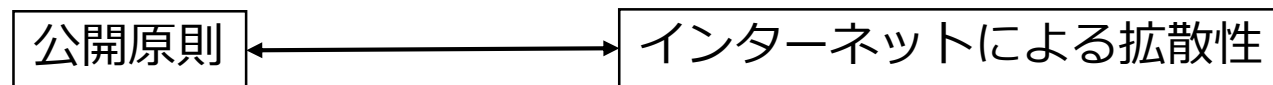
1 なりすまし, 改ざん e.g. e-Taxにおける電子証明書利用 (公的個人認証 + 民間サービス)

2 人為的ミス

※セキュリティ事故原因の75.4%

3 外部からの攻撃

裁判手続等のIT化において求められる  
適切なセキュリティレベルとは？



折り合いをどう付けるか？



## 課題6 IT化を適用する領域

## 課題6 IT化を適用する領域

- 1 IT化の迅速な実現
- 2 費用
- 3 利用者のリテラシー

種々の課題

全ての課題を一度に解決することは難しい

## 問題点1

e-Filing, e-Court, e-Case Managementを, どのような順番で, どう組み合わせるか

e-Filing

どのような形式で導入するのか？

e-Court

電話による弁論準備等, 先行メリットをどのように活かすのか？

e-Case Management

e-Filingとe-Courtとの連携をどのように図っていくのか？

## 問題点2

e-Filingにおいて、どの方式を、どのような順番で、どのように組み合わせるか

	仕様の複雑さ	適用領域	利用者のリテラシー
既存書面をそのままデジタル化 e.g. 韓国	シンプル	あらゆる領域 ※ タイプ1・2のベース	中程度 ※ 証拠デジタル化が必要
入力フィールドを設ける方式 e.g. eLitigation	複雑	領域毎にシステム必要	低くても大丈夫
既存書面に識別符号(タグ)を埋め込む e.g. 特許庁	比較的複雑 ※ タグの定義が必要	あらゆる領域	高い必要あり ※ タグの理解・付与

## 問題点3

### どの訴訟類型から導入するのか？

#### 3つの考え方

- ① 通常訴訟から開始
- ② 特定の訴訟類型から開始 e.g. 知財, 家事, 破産 etc.
- ③ 特定の裁判所（国法上）から開始 e.g. ○○地裁

#### c.f. 韓国の導入経緯

平成22年～	特許法院（審決取消）
平成23年～	民事通常事件（全面導入）
平成25年～	家事事件，行政事件
平成26年～	破産・再生事件
平成27年～	執行事件，非訟事件